

**答 申 書**  
**( 答 申 第 3 0 号 )**  
**平 成 1 2 年 6 月 5 日**

---

---

**1 審査会の結論**

- (1) 個人を特定して開示請求された当該個人に係る狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく畜犬登録原簿の写しのうち、電話番号を非開示としたことは妥当である。
- (2) 個人を特定して開示請求された当該個人が所有又は管理した犬に係る狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射済証の写しのうち、当該個人以外の所有者又は管理者の住所及び氏名を非開示としたことは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
別紙のとおり

**3 審査会の判断**

- (1) 本件諮問事案における審議について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、池田町に在住する特定の個人(以下「本件個人」という。)が現在までに所有、管理したすべての犬に係る狂犬病予防法(以下「法」という。)に基づく畜犬登録原簿、予防注射済証、死亡届及び変更届並びに登録台帳整理簿(これに代わるものを含む。以下同じ。)である。

イ 本件開示請求に対し北海道知事(以下「実施機関」という。)は、畜犬登録原簿、予防注射済証、死亡届及び登録台帳整理簿に該当する文書として、本件個人が所有し、又は管理した犬(以下「本件犬」という。)に係る狂犬病予防法施行細則(昭和45年北海道規則第32号)第4条に基づく畜犬登録原簿の写し(以下「本件登録原簿」という。)、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第12条に基づく狂犬病予防注射済証の写し(以下「本件犬の注射済証」という。)、死亡届並びに平成10年度予防注射督促一覧表及び督促に係る決定書等(以下「本件一覧表等」という。)を特定し、本件登録原簿、本件犬の注射済証及び本件一覧表等の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)に該当するとして、また、本件犬に係る変更届については不存在であるとして一部開示決定(以下「本件処分」という。)をしており、異議申立人がそのうち、本件登録原簿に記載されている犬の所有者の電話番号(以下「本件電話番号」という。)及び本件犬の注射済証のうち本件個人以外の者に係るもの(以下「本件注射済証」という。)に記載されている犬の所有者又は管理者の住所及び氏名を非開示とした部分の取消しを求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

- (2) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるも

のを非開示情報として定めている。

イ 本件電話番号について

異議申立人は、電話番号が一般に電話帳に掲載されていることから、何人でも知りうる情報であるため、本件電話番号については開示すべきであると主張する。

しかしながら、電話番号については、当審査会の平成12年4月21日付け答申第28号で判断したとおり、電話番号を電話帳に掲載するか否かという個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念上他人に知られたくない情報であると認められるため、本件電話番号については、1号情報に該当するものである。

ウ 本件注射済証について

(ア) 本件注射済証は、実施機関の説明によれば、本件犬に係る注射済証として、実施機関が本件個人から取得した文書であることが認められる。そして、当該注射済証には、本件犬の前の所有者又は管理者であると考えられる本件個人以外の者の住所及び氏名が記録されている。

(イ) 一般に犬を所有し、又は管理しているということは、犬の一般的な飼養形態等から考えれば、通常他人に知られたくないと思われられる情報とまではいえないが、狂犬病予防注射済証の写し(以下「注射済証」という。)は、犬を所有し、又は管理しているというだけでなく、注射をしているということを表していることから、これを開示することにより、結果として未注射であることが明らかになるおそれがある。そして、自己の所有又は管理する犬が未注射であることは、単に犬を所有し、又は管理していることとは異なり、通常他人に知られたくないと思われられる情報であるといえる。

したがって、注射済証に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され得るものについては、他に特別の事情等がない限り1号情報に該当すると考えられる。本件注射済証に記録されている犬の所有者又は管理者の住所及び氏名については、当該注射済証を対象公文書として特定するために必要不可欠な情報であるといった特別な事情がないことから、1号情報に該当すると判断する。

(3) 条例第11条の該当性について

ア 異議申立人は、本件処分の取消しの理由として、本件登録原簿及び本件注射済証に記録されている内容を開示することが公益上必要である旨を主張していることから、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断することとする。

イ 条例第11条は、非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、開示をするものと定めている。

ウ 異議申立人は、狂犬病の発生予防とまん延防止のため、適正に登録、注射が行われているかを確認するため、本件登録原簿及び本件注射済証は開示される必要がある旨主張する。

しかしながら、本件登録原簿に記録されている電話番号については、本件事案においては公益上の開示の必要性があるとは認められないことは明らかである。また、本件注射済証に記録されている住所及び氏名については、法において、狂犬病を予防するための措置が講じられていること及び狂犬病の発生例が国内においては昭和31年以後ないことからすれば、(2)のウの(イ)で述べたような通常他人に知られたくないと思われられる情報を開示することが、狂犬病から人の生命、身体又は健康を保護するために公益上必要であるとまでは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年 3月30日	諮問書の受理 実施機関からの関係資料の提出
平成12年 4月17日 (第24回審査会)	新規諮問事案の報告 審議
平成12年 5月15日 (第25回審査会)	答申案審議
平成12年 6月 5日	答申

## 別紙

### 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過等

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 平成11年12月22日 | 本件開示請求                |
| (2) 平成11年12月18日 | 本件開示請求に対する開示等決定期間延長通知 |
| (3) 平成12年1月19日  | 本件開示請求に対する公文書一部開示決定   |
| (4) 平成12年2月28日  | 本件異議申立て               |
| (5) 平成12年3月22日  | 本件異議申立てに係る補正          |

#### 2 異議申立人の主張要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件登録原簿及び本件個人以外の注射済証に係る非開示部分を取り消すとの決定を求める。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 登録原簿の電話番号については、電話帳に掲載されており、誰でも知り得る情報であるため、非開示にする理由はない。

イ 犬の所有者の氏名及び住所を非開示とした注射済証については、本件個人が現在まで所有・管理した犬に係るものかどうか疑わしい。非開示とした当該部分を開示することは、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要であり、条例第11条が適用されるべきである。

#### 3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。

## 理 由 説 明 書

### 1 異議申立てに係る対象公文書の内容

本件処分のうち、異議申立人が処分の取消しを求めている公文書の内容は次のとおりである。

- ( 1 ) 狂犬病予防法施行細則第 4 条関係別記第 2 号様式による公文書 ( 氏が現在までに所有、管理したすべての犬の狂犬病予防法に基づく畜犬登録原簿の写し )

この公文書は、狂犬病予防法第4条第1項に基づき、犬の所有者が犬の登録を申請したときに、その内容を登録する原簿(原簿は市町村が保管し、写しは市町村から保健所に報告されるもの)の写しであり、当該公文書は「登録年度」、「登録番号」、「登録をした都道府県名」、「登録年月日」、「所有者の氏名(法人にあってはその名称)」、「所有者の住所(法人にあってはその主たる事務所の所在地)及び電話番号」、「犬の種類」、「犬の所在地」、「犬の毛色」、「犬の生年月日」、「犬の性別」、「犬の名」、「犬の特徴」及び「狂犬病予防注射の実施記録」が記載されている。

- ( 2 ) 狂犬病予防法施行規則第 1 2 条関係別記第 4 号様式による公文書 ( 氏が現在までに所有、管理したすべての犬の狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射済証 )

この公文書は、狂犬病予防法第5条第1項に基づき、獣医師が狂犬病の予防注射を行ったときに、犬の所有者に対して交付する注射済証(狂犬病予防法施行細則に基づき本証の写しが保健所に報告される)の写しであり、当該公文書は「番号」、「所有者(管理者)の住所」、「所有者(法人にあってはその名称)の氏名」、「電話番号」、「種類」、「生年月日」、「毛色」、「性別」、「名号」、「体格」、「その他の特徴」、「いつ犬に対して狂犬病予防注射を行ったかの証明」、「狂犬病予防注射を実施した獣医師の住所」、「狂犬病予防注射を実施した獣医師の氏名及びその印」が記載されている。

### 2 非開示理由

- ( 1 ) 北海道情報公開条例第 1 0 条第 1 項第 1 号の該当性について

上記 1 の ( 1 ) の電話番号は、特定の個人に関する情報であり、この情報については通常他人に知られたくないと認められる。

上記 1 の ( 2 ) の 氏以外の所有者(管理者)の住所及び氏名については、氏が所有している犬の前の所有者がされうる情報であり、これらについては通常他人に知られたくないと認められる。

### 3 異議申立て理由に対する反論

- ( 1 ) 異議申立人は「登録原簿写しの電話番号について、電話帳を見れば誰でも電話番号がわかるので、非開示する理由には当たらない」と主張している。

しかしながら、電話帳に掲載するか否かは、個人の主観的判断によるものであり、北海道情報公開条例第10条第1項第1号による非開示情報の該当性は、主観的判断のいかんを問わず、社会通念上他人に知られたくない情報が否かという客観的な基準により判断すべきであることから、異議申立人の主張は認められない。

- ( 2 ) 異議申立人は「花輪動物病院(余市町)の2通の狂犬病予防注射済証については、所有

者名・管理者名が 氏以外であるため個人の秘密を守る理由により非開示である。私にとっては、前所有者（前管理者）が狂犬病予防法第4条・第5条による正規な手続きを取っていないので事実関係がわからない。本当にこの犬のものであるかが疑がわしい。」と主張している。

しかしながら、帯広保健所池田支所では、 氏の犬の飼養頭数を把握した上で、注射済証（写し）の提出がない犬について指導をした結果、 氏から当該犬に係る注射済証（写し）の提出があったものである。当該注射済証（写し）が当該犬に係る注射済証（写し）であるか否かについては、自己申告制であるため、それ以上は確認のしようがないものである。